

雇用保険の人材開発支援助成金の支給が不適正

1件 不当金額(支出) 281万円

1 保険給付の概要

人材開発支援助成金(平成29年3月以前はキャリア形成促進助成金)は、雇用保険で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資するために、労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練又は教育訓練(訓練等)を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、国が訓練等に要する経費、訓練期間中の賃金の一部等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、一般訓練コース、特定訓練コース等があり、これらの取組のうち特定訓練コースには、若年人材育成訓練、労働生産性向上訓練等の7種類の訓練等がある。

特定訓練コースのうち若年人材育成訓練に係る助成金の支給要件は、事業主が、訓練開始日において雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の雇用保険の被保険者(短時間労働者又は派遣労働者を含む期間の定めのある労働契約を締結する有期契約労働者等を除く。)である若年労働者を対象に、通常の業務を離れて行う訓練(OFF-JT)による訓練等を受けさせること、当該訓練等の期間、当該労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払うこと、訓練対象者に係る訓練等の実施状況、賃金の支払の状況等を明らかにする書類等を整備していることなどとなっている。

2 検査の結果

大阪労働局管内において29、30両年度に助成金の支給を受けた2事業主は、若年人材育成訓練において、訓練及び賃金の支払の実績を偽って助成金の支給を申請するなどしており、これら2事業主に対する助成金の支給額計281万円の全額が支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

<事例>

大阪労働局は、事業主Aから、29年10月に、助成金に係る訓練実施計画届、訓練対象者に係る雇用契約書等の提出を受けて、その内容を確認していた。そして、事業主Aから、当該訓練実施計画届に沿って同年12月に若年人材育成訓練を実施して、訓練対象者3人に当該訓練の実施期間中の賃金を支払ったとして、30年1月に、支給申請書及びOFF-JT実施状況報告書、給与明細書、出勤簿等の関係書類の提出を受けて、これに基づき、助成金計130万円の支給決定を行っていた。

しかし、事業主Aは、訓練実施期間前に訓練対象者3人のうち1人については退職していたのに、同人に対して訓練実施期間中に訓練を受けさせて、適正に賃金を支払ったとする虚偽の内容の給与明細書等を、また、残りの訓練対象者2人については出勤状況の内容を裏付ける書類を作成しておらず、虚偽の出勤簿を合わせて支給申請書に添付して同労働局に提出していた。これらのことから、事業主Aに対する助成金130万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。